

Nishinomiya City Assembly

What's 市議会



西宮市議会

令和6年（2024年）2月版

わたしたちのまち

西 宮 市

西宮市は、兵庫県の南東部、六甲山系の東端にあり、大阪・神戸両都市間、いわゆる阪神地域のほぼ中央に位置しています。古くは西国街道と中国街道が出会う交通の要衝であったことから宿場町として、また福の神・えべっさん（西宮神社）の門前町として栄えてきました。江戸時代後期（天保 11・1840 年）に「宮水」が発見され、清酒の醸造に使用されることになったことから、「灘の生一本」の生産地として西宮の名声はいっそう高まりました。

明治以降は“風光明媚”と“交通至便”により住宅地として発展してきました。西宮市を知らない人には、“甲子園球場のあるまちですよ”というのがいちばんわかりやすいでしょう。阪神都市圏の中でも豊かな自然と恵まれた地理的条件にある西宮市は、昭和 38 年 11 月に“文教住宅都市宣言”を行い、物・心ともに豊かな真に住みよい“文教住宅都市西宮”を目指しています。

また、平成 15 年 12 月には全国に先駆けて“環境学習都市宣言”を行い、環境学習を軸に、市民、事業者、行政が協働してまちづくりを推進しています。

さらに、平成 20 年には中核市に移行し、現在の人口は震災前の 42 万人を大きく超え、さらに魅力ある都市として発展を続けています。



市議会の構成

▶ 議員

西宮市議会の議員定数は **41名**、現在の議員数は41名です。現職の議員の任期は令和9年4月30日までです。

▶ 議長・副議長

議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。**議長**は議会を代表し、議場の秩序を保ち、議事を整理します。また、議会事務局を指揮監督し、議会の事務を統括します。**副議長**は、議長がいないときに、議長のかわりに職務を行います。

▶ 会派

複数の議員が集まってできる、政策や理念をおおむね共有する団体のことを**会派**といい、西宮市議会には7つの会派があります。

どの会派にも所属しない議員は「無所属議員」とよばれます。

— 西宮市議会の会派 —

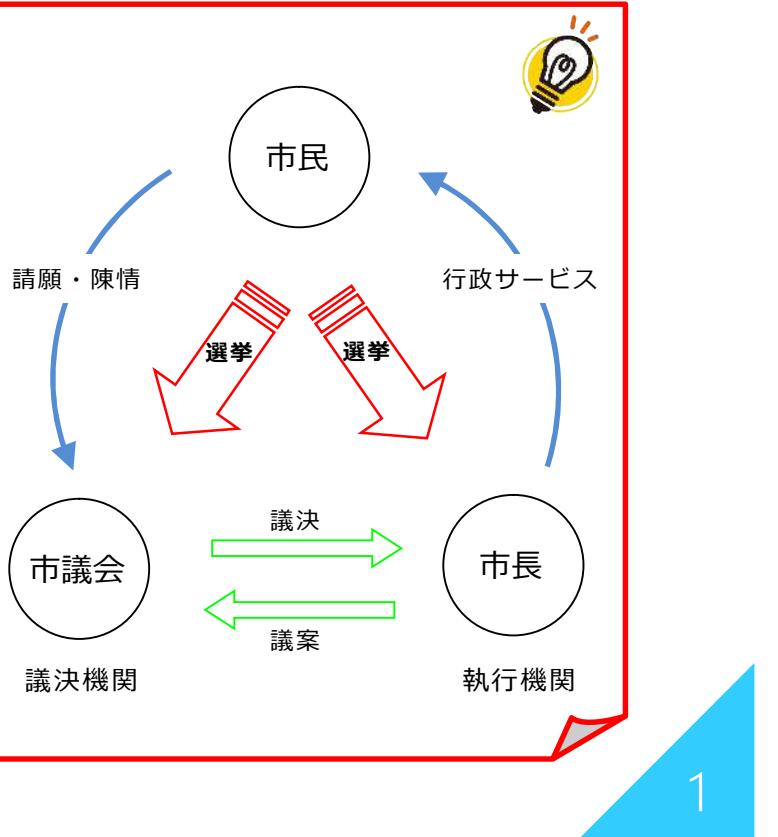
- 日本維新の会 西宮市議団
- 公明党議員団
- 市民クラブ
- 会派・ぜんしん
- 啓誠会
- 日本共産党西宮市会議員団
- あなたの声を市政に！

市議会と市長？

西宮市を暮らしやすいまちにするために、さまざまなお話をみんなで話し合って決めていく必要があります。しかし、市民全員でそれをするのはとても難しいため、選挙で市議会議員や市長を選び、市政の運営をゆだねます。

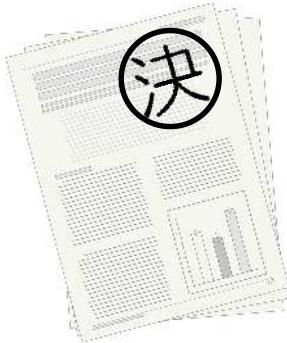
市長は市政のために必要な予算や条例を市議会に提案し、**市議会**はその内容を審議して議決します。一方、市長は市議会が議決した内容にそって仕事をし、予算を執行します。

このため、市議会を「**議決機関**」といい、市長や教育委員会などの行政委員会を「**執行機関**」といいます。両者は対等の立場で、"車の両輪"のように均衡を保ちながら、互いにけん制し、協力し合って、市政の発展のために活動しています。



市議会の仕事

市民の代表としての役割を果たすため、市議会には多くの権限が与えられていますが、そのうちのひとつに「議決権」があります。市議会は、主に次のようなことを審議し、最終決定（＝**議決**）します。



- 条例の制定
- 予算の決定・決算の認定
- 市の税金、使用料、手数料の徴収に関すること
- 一定額以上の工事や製造の契約の締結
- 市の財産の取得・処分

また、市長などに対して市役所の仕事について問いただします。市長などの執行機関は問われたことに対して答弁しなくてはなりません。これは「質問」と呼ばれていますが、この「質問」には2種類あって、**一般質問**はそれぞれの議員が市政全般のことについて質問するもので、定例会のとき毎回行われています。

これに対して、**代表質問**は、各会派の代表者が質問します。毎年3月の定例会で市長が発表する「施政方針」について、それから、新しい市長が就任したとき、直近の定例会で市長が発表する「所信表明」について質問するものです。

さらに、市長から提案された条例や予算を**修正**したり、
議会側からも**条例を提案（政策立案）**することができます。



議会には、市政全般について議会独自に**調査**をする権限も与えられており、調査にあたっては強制力が与えられ、議会は関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができます。これらを正当な理由なく拒否した場合、処罰されることがあります。また、市の事務が市議会の議決通りに執行されているかを検査したり、監査委員に対して、市の事務についての**監査**を求め、報告を請求することもできます。

ほかにも、市民のみなさんからの「市政に関する要望」を **請願・陳情** として受け付け、必要に応じて市長などに要望します（くわしくは8ページへ！）。

同じように暮らしに関する身近な問題でも、それが国や県、民間企業の仕事であるため、市の力だけでは解決できない場合がありますが、そのときは、関係機関に議会として **意見書** を提出し、改善や解決を求めていきます。

このように市議会ではさまざまなことが行われていますが、これらはすべて会議の場で行われます。市議会の会議は、本会議と委員会の2つに分けられます。

▶ 本会議（定例会・臨時会）

全議員 が参加し、年4回おおよそ **3月・6月・9月・12月** に定例会が開かれます。市長が招集しますが、開催期間は市議会が決定し、その期間中に市長などから提案された議案などを審議し、議会としての **賛成・反対** を最終決定します。この他、議員が市長などに対して市政全般について質問する「一般質問」や、各会派の代表が市長の施政方針について質問する「代表質問」も本会議（定例会）で行われています。

また、**5月**には臨時会が議会役職の選挙選任のために開かれます。

▶ 委員会

市役所の仕事は範囲も広く専門的なので、議員全員が集まる本会議では十分に審議することができません。

そこで、議案などを **専門的** な立場から **詳細** かつ **能率的** に審査し、その経過と結果を本会議に報告するために委員会が設置されています。

これにより、本会議では、委員会の審査結果も参考にしつつ、議員全員がそれぞれ賛成・反対を表明します。委員会にはいくつか種類があります。

次のページへ **GO !!**

委員会の種類

▶ 常任委員会

市の事務を調査し、議案や請願・陳情を審査します。現在 5 つの常任委員会が設置されており、議長をのぞき議員は必ずどれかの委員会に所属しています。

総務常任委員会

市の政策や財政、税金、防災、消防に関することなど

【所管】 政策局 総務局 財務局 会計室 市議会 選挙管理委員会

監査委員 公平委員会 消防局 その他

民生常任委員会

市民協働、文化・スポーツ、ごみに関することなど

【所管】 市民局 産業文化局 環境局 農業委員会

健康福祉常任委員会

福祉、介護、医療に関することなど

【所管】 健康福祉局、中央病院

教育こども常任委員会

子育て、保育、学校園に関することなど

【所管】 こども支援局、教育委員会

建設常任委員会

開発・建築、道路、公園、上下水道に関することなど

【所管】 都市局、土木局、上下水道局

▶ 議会運営委員会

各会派の代表が集まり、議会運営に関することを協議します。

▶ 特別委員会

特に審査・調査すべきことがあるとき、そのつど設置されます。

< 決算特別委員会 > 市の決算の審査・調査

< 予算特別委員会 > 市の予算の審査・調査

▶ 広報委員会（協議等の場）

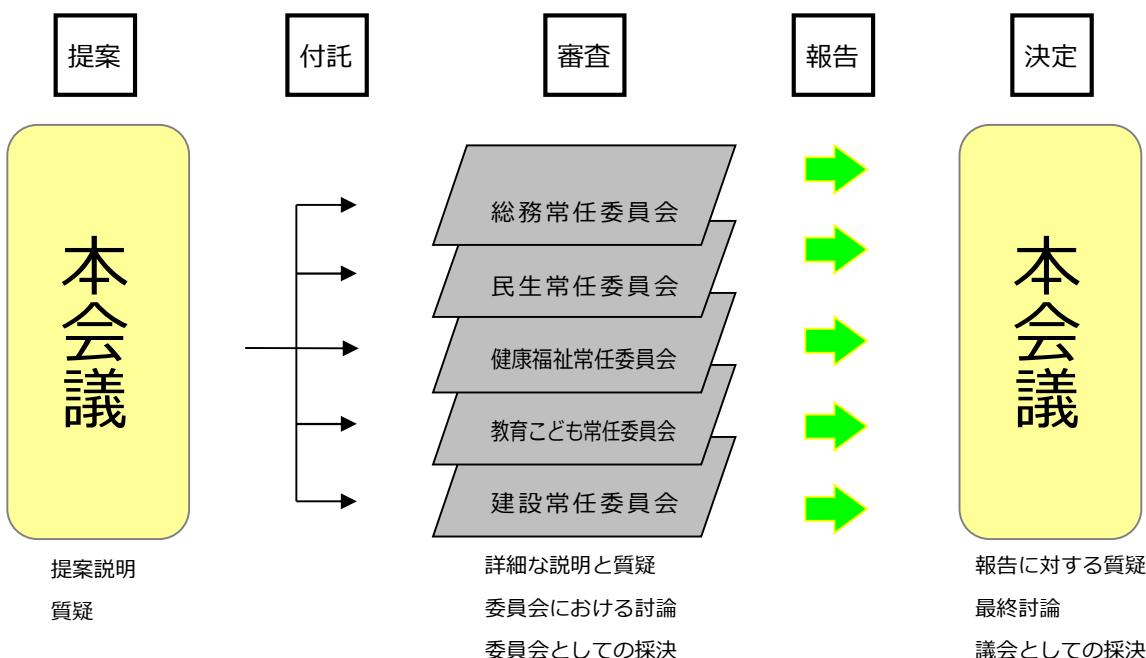
議会の広報に関する事項を協議します。

議決までの流れ



議案は、市長のほかにも委員会・議員も提案することができます。議案が提案されると、まず本会議で提案者からの説明をきき、政策的・大綱的な質疑が行われたあと、詳細な審査は委員会に委ねられます（＝付託）。

委員会での審査が終わると、本会議で各委員長から報告をきき、議員はそれらも参考にしながら、それぞれ賛成・反対を表明し、議会としての意思が最終決定されます。



情報公開

■ 傍聴

本会議・委員会は、定員の範囲内であれば、**だれでも** 自由に**傍聴** できます。
(12歳未満の方には付き添いが必要です。)

▶ 本会議

当日、議会棟4階の「受付」で手続きできます。定員は85名（車いす席あり）で、先着順に受け付けています。

▶ 委員会

当日、議会棟3階の議会事務局で手続きできます（定員は委員会によって違います）。先着順ですが、開会20分前の時点で定員を超える申請があった場合は、抽選となります。

本会議のインターネット中継

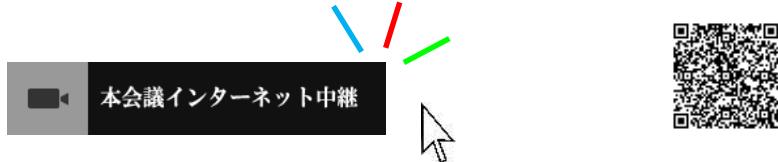
議会の活性化及び透明化促進の取り組みとして、本会議と予算・決算特別委員会全体会のインターネット中継を配信しています。

ご自宅や外出先でもインターネットによるライブ中継（生中継）で本会議の模様を視聴できるほか、録画中継（会議の翌日からおおむね1週間後に視聴可能）では、会議内容を選択して視聴することもできます。

普段、仕事で本会議を傍聴できない方、見逃してしまった方など、ぜひこのインターネット中継をご活用ください！

〔 視聴方法 〕

西宮市議会のホームページにあるこの画像をクリックすると、視聴用画面が表示されます。スマートフォン、タブレットからも視聴可能です。



URL▷ <http://smart.discussvision.net/smart/tenant/nishinomiya/WebView/rd/council.html>

■ ラジオ中継

本会議の代表質問・一般質問がさくらFM（78.7MHz）で生中継されています。また、さくらFMのホームページ（<http://sakura-fm.co.jp/>）でも配信されています。

■ 会議録の公開

市議会では、本会議や委員会の会議録を作成しており、市議会ホームページで見ることができます。また、本会議の会議録（冊子）は市立図書館、公民館、支所、市議会、市役所（本庁舎3階 総務課（情報公開・公文書担当））で閲覧できます。

※ 利用方法は施設によって違います。

■ 西宮市議会だより



年4回、各定例会ごとに直近の市議会の活動をまとめた「西宮市議会だより」を作成し、市民のみなさんに全戸配布しています。

また、視覚障害のある方のために「声の議会だより」や「点字版議会だより」も作成しています。

■ 市議会ホームページ

< 掲載項目 >

- 会議の予定、各種名簿
- 一般質問と代表質問の議員名・質問項目
- 本会議や委員会の会議録
- 会派・個人の賛否
- 請願・陳情の審査結果
- 意見書・決議
- 視察報告書、施策研究テーマ
- 政務活動費収支報告書 ほか



スマートフォン用のページもあるよ！

URL ▶ <https://www.nishi.or.jp/nishinomiyashigikai/>



請願・陳情

市民のみなさんは、市議会に対して市政に関する **要望** や意見を提出できます。この制度を 「**請願**」と「**陳情**」といいます。

議員の紹介があるものは請願、ないものは陳情となります。

受け付けられた請願（陳情）は、市議会で慎重に審査を行います。その内容が妥当であり、施策に反映すべきものとして多くの議員の賛同が得られた場合は **採択** され、**市長** などの執行機関に対して、その実現を要望します。また、請願（陳情）を提出された方（代表者）には、文書で審査結果（採択・不採択など）をお知らせします。

なお、審査した請願（陳情）の内容は、提出された方の氏名・住所（町名まで）も含めて、ホームページで公開しています。

▶ 提出方法

請願（陳情）は、「趣旨」・「請願（陳情）事項」・「請願（陳情）者の住所、氏名」などを記入し、文書で提出（議会事務局に持参）してください。

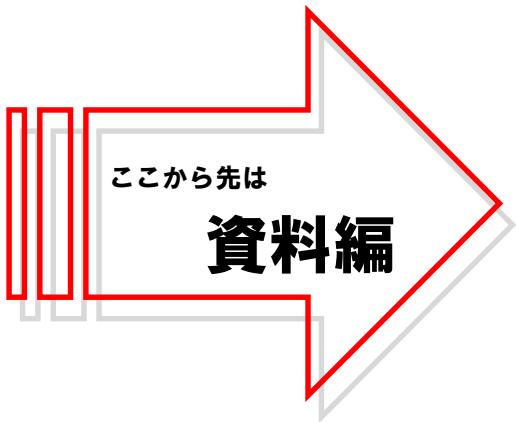
各定例会で審査される請願（陳情）の受付は、常任委員会開催の5日（市の休日を除く）前の午後5時までです。期日を過ぎて受け付けたものは、次の定例会で審査されます。

請願（陳情）の書き方、提出資料などは、15ページに記載しています。また、ホームページにも、手引きや様式などを掲載しているのでご覧ください。

▶ お手続き

請願（陳情）は、議会事務局（議会棟3階）で受け付けています。くわしくは、下記の連絡先までお問い合わせください。

西宮市議会事務局 TEL 0798(35)3380



- | | | |
|----------------|------------|-----------------------|
| 1 市勢の概要 | P.10 | 15 観察旅費 |
| 2 予算規模 | | 16 観察受入状況 P.18 |
| 3 議員数 | P.11 | 17 議会刊行物 |
| 4 議員構成 | | 18 議会だより |
| 5 定例会・5月臨時会の日程 | P.12 | 19 議会ホームページ |
| 6 本会議開催状況 | P.13 | 20 議会図書室 P.19 |
| 7 一般質問 | | 21 議会事務局 |
| 8 代表質問 | | |
| 9 議案質疑 | | 議会基本条例について P.20 |
| 10 委員会 | P.14 | |
| 11 意見書・決議 | P.15 | |
| 12 請願・陳情 | | |
| 13 特別職報酬等 | P.17 | |
| 14 政務活動費 | | |



1. 市勢の概要

令和5年4月1日現在

【市制施行】大正14年4月1日

【人口】483,559人 [男] 224,540人 [女] 259,019人

【世帯数】219,613世帯

【面積】100.18km² [市街化区域 52.19 km² (52%)]

【都市制度】中核市

【主産業】酒造業を中心とした食品加工業

【都市宣言】安全都市宣言 (昭和37年1月10日)

文教住宅都市宣言 (昭和38年11月3日)

平和非核都市宣言 (昭和58年12月10日)

環境学習都市宣言 (平成15年12月14日)

2. 予算規模

令和5年度当初予算

【予算総額】331,115,658千円

… 一般会計 195,231,848千円

… 特別会計 90,624,498千円 (8会計)

… 企業会計 45,259,312千円 (4会計)

議会費 885,082千円

※ 一般会計に占める割合 0.5%

※ 市民1人あたり 1,830円

【歳入内訳(一般会計)】

区分	金額(千円)	構成比(%)
市税	89,914,311	46.1
(うち市民税)	(44,062,564)	(22.6)
(うち固定資産税)	(33,799,612)	(17.3)
地方交付税	5,091,000	2.6
分担金及び負担金	831,994	0.4
使用料及び手数料	6,399,639	3.3
国庫支出金	37,516,269	19.2
県支出金	14,280,778	7.3
市債	9,593,200	4.9
その他	31,604,657	16.2
計	195,231,848	100.0

※市民1人当たりの市税負担額は185,943円。

【財政指標】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
財政力指數	0.937	0.943	0.956
経常収支比率(%)	96.6	93.7	97.3
実質赤字比率(%)	-	-	-
連結実質赤字比率(%)	-	-	-
実質公債費比率(%)	4.5	4.5	4.1
将来負担比率(%)	-	4.7	6.3

3. 議員数 令和5年5月1日現在

【条例定数】 41人（平成14年12月25日定数条例制定）

【現員数】 41人（任期 令和5年5月1日～令和9年4月30日）

4. 議員構成

【会派構成】 令和5年12月18日現在

会派名	所属議員数
日本維新の会 西宮市議団	8
公明党議員団	7 (1)
市民クラブ	6 (3)
会派・せんしん	6
啓誠会	5
日本共産党西宮市会議員団	3 (2)
あなたの声を市政に！	3 (2)
無所属	3 (2)
計	41 (10)

【年齢別】 令和5年12月18日現在

年齢	人数
25～29歳	0
30～39歳	7
40～49歳	10 (4)
50～59歳	10 (3)
60～69歳	12 (3)
70～79歳	2
計	41 (10)

※ 最年少 30歳 ※ 最年長 75歳

※ 平均年齢 53.0歳

【当選回数別】

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	計
人 数	12(5)	12(2)	2(1)	3	4(1)	3	2(1)	2	0	1	41(10)

※ カッコ内は女性議員数

5. 定例会・5月臨時会の日程

5月臨時会	
第1日	議会役職の選挙選任
第2日	議会役職の選挙選任

6月定例会	
第1日	提案説明
第2日	一般質問
第3日	一般質問
第4日	一般質問
第5日	一般質問、質疑、付託、追加議案
(3日間)	常任委員会
第6日	委員長報告、討論、採決

12月定例会	
第1日	提案説明
第2日	一般質問
第3日	一般質問
第4日	一般質問
第5日	一般質問、質疑、付託、追加議案
(3日間)	常任委員会
第6日	委員長報告、討論、採決

9月定例会	
第1日	提案説明
第2日	一般質問
第3日	一般質問
第4日	一般質問
第5日	一般質問、質疑、付託、追加議案
(3日間)	常任委員会
第6日	委員長報告、討論、採決
	決算：提案理由説明、質疑、付託
	決算特別委員会 全体会
(5日間)	決算特別委員会 分科会
第7日	決算特別委員会 全体会
	決算：委員長報告、討論、採決

3月定例会	
第1日	施政方針、提案説明
第2日	代表質問
第3日	代表質問
第4日	一般質問
第5日	一般質問
第6日	一般質問
第7日	一般質問、質疑、付託、追加議案
	予算特別委員会 全体会
(3日間)	常任委員会
(5日間)	予算特別委員会 分科会
第8日	予算特別委員会 全体会
	委員長報告、討論、採決

※ 標準的な日程です。

6. 本会議開催状況

令和4年度

本会議	会期	会期日数	会議日数	一般質問議員数	傍聴人数
6月定例会	6月17日～7月7日	21日	7日	21人	60人
9月定例会	8月31日～10月4日	35日	7日	20人	121人
11月臨時会	11月9日	1日	1日	0人	1人
12月定例会	11月30日～12月19日	20日	6日	20人	111人
3月定例会	2月17日～3月22日	34日	8日	19人	229人
	(計)	111日	29日	80人	522人

7. 一般質問

【時期など】 毎定例会、各議員が行う。

【質問通告】 3月定例会は一般質問開始日の4日前の正午までに、6・9・12月定例会は招集日の正午までに、要旨を書面で提出。

【質問時間】 会派割当時間制（1人26分×会派人数）。無所属議員は1人26分だが、数会期分をまとめて使える。答弁時間を含む。

【質問者数】 人数制限なし

【発言順序】 每回抽選

8. 代表質問

【時期など】 市長の「所信表明」及び3月定例会での市長の「施政方針」に対して各会派の代表が行う。

【質問通告】 代表質問開始日の3日前の正午までに、要旨を書面で提出。

【質問時間】 1会派あたり約90分。一般質問の割当時間を含めた会派への割当時間(※)内で行う。 (※)… 1人26分×会派所属議員数 + 代表質問加算

【質問者数】 各会派の代表者1名ずつ

【発言順序】 每回抽選

9. 議案質疑

個人制・通告制で、人数制限はない。通告による質疑終了後に、通告していない議員も質疑ができる。3月定例会の当初提案議案についてのみ、1人30分程度（答弁を含む）を目安とした時間制限がある。

10. 委員会

令和5年12月18日現在

▶ 常任委員会

種別	現員数	定数	所管
総務	8	8	政策局、総務局、財務局、会計室、市議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、消防局、他の常任委員会の所管に属しない事項
民生	8	8	市民局、産業文化局、環境局、農業委員会
健康福祉	8	8	健康福祉局、中央病院
教育こども	8	8	こども支援局、教育委員会
建設	8	8	都市局、土木局、上下水道局

【任期】選任の日から毎年4月30日まで（ただし、後任者が選任されるまで在任）

▶ 議会運営委員会

【委員数】11名（定数13名）※各会派から所属議員3名ごとに1名の比率で選出

【審査事項】議会運営や会議規則・委員会条例、議長の諮問に関することについて

【任期】選任の日から毎年4月30日まで（ただし、後任者が選任されるまで在任）

▶ 特別委員会

<予算特別委員会・決算特別委員会>

【委員数】議長をのぞく全議員

【委員長】副議長

【副委員長】各常任委員会の委員長

【時期】3月（予算） 9月（決算）

【審査方法】当初予算・決算のいずれも各所管常任委員会単位の分科会に一括付託

※補正予算については歳入も含めて各所管常任委員会に分割付託

【審査日数】7日（全体会1日 ⇄ 分科会5日 ⇄ 全体会1日）

▶ 広報委員会（協議等の場）

【委員数】7名 ※各会派から議員1名を選出

【審査事項】議会の広報に関することについて

【任期】1年（ただし、後任者が選任されるまで在任）

11. 意見書・決議

【締切日】 各会派等からの意見書案・決議案の〆切は、一般質問開始日の2日前の午後5時。※ 委員会審査に基づいて提案されるものをのぞく。

【提出者】 請願・陳情に基づくものは、当該常任委員会の請願・陳情に賛成する議員名で提案。各会派等からのものについては、議会運営委員会で協議し、全会派が賛成する場合は議会運営委員名で提案し、全会派が賛成しないものは賛成する議員名で提案。

12. 請願・陳情

【提出書類】 次の書類をそろえて議会事務局に提出。

請願

- (1) 請願書
- (2) 委員会出席者届 (※)

(※) … 委員会で請願の意見表明を希望される場合は、紹介議員を通じて委員会出席者届を提出してください。

陳情

- (1) 陳情書
- (2) 本人確認書

【書き方】 ▶ 日本語で記入してください。
▶ 内容が複数にわたる場合、なるべく別々の請願（陳情）として提出してください。
▶ 請願者（陳情者）が多数にわたる場合、代表者の名前を記入し、代表者以外の方は署名簿に記入し、別途、添付してください。

【記載例】

○○○についての請願（陳情）

（請願の場合） ○ ○ ○ ○
署名 または 記名押印

請願（陳情）の趣旨

請願（陳情）の事項

1.
2.

令和〇年〇月〇日

西宮市議会議長
○ ○ ○ ○ 様

請願（陳情）者
住所 _____
氏名 ○○○○
署名 または 記名押印

(12. 請願・陳情のつづき)

	請 願	陳 情
議員の紹介	いる	いらない
受 理	会期中、閉会中を問わず受理	
審 査	各定例会における常任委員会開催の 5 日（市の休日を除く）前の午後 5 時までに受理したものは当該定例会で審査。期日を過ぎて受理したものは、次の定例会で審査。 「請願文書表」を作成配付し、所管の常任委員会に付託。	「陳情文書表」を作成配付し、所管の常任委員会に送付。 提出者が市民でない場合、議会事務局に直接持参されなかった場合などは原則「議長供覧」とされ、審査されない。
審査結果	■ 採択 ■ 不採択 ■ 閉会中の継続審査	■ 採択 ■ 不採択 ■ 結論を得ず ■ 審査不要 (閉会中の継続審査は行わない)
本 会 議	委員会での審査結果を参考に、本会議で審議。	本会議では審議しない。 (委員会での審査結果を報告する)
結果通知	審議の結果は、請願者・陳情者に通知する。	
審査件数	6 件	9 件

※ 審査した請願・陳情の内容はホームページで公開（提出者の氏名・住所（ただし町名まで）も公開）

※ 審査件数は令和 4 年度

13. 特別職報酬等

令和5年12月現在

【報酬額（月額）】

議長	827,000円 (※1 785,650円)	市長	1,206,000円 (※2 964,800円)	教育長	827,000円 (※4 785,650円)
副議長	748,000円 (※1 710,600円)	副市長	974,000円 (※3 827,900円)	上下水道事業管理者	827,000円 (※4 785,650円)
議員	687,000円 (※1 652,650円)	常勤監査委員	660,000円 (※4 627,000円)	病院事業管理者	827,000円 (※4 785,650円)

※ カッコ内は減額後の月額

※1 議長、副議長、議員は令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、5%減額

※2 市長は令和6年1月1日から令和6年12月31日の間、20%減額

※3 副市長は令和6年1月1日から令和6年12月31日の間、15%減額

※4 教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤監査委員は令和6年1月1日から令和6年12月31日の間、5%減額

【報酬加算額（月額）】

- ▶ 常任委員会：委員長 20,000円 (※6 19,000円) 副委員長 5,000円 (※6 4,750円)
(※7 0円) (※7 0円)
- ▶ 議会運営委員会：委員長 20,000円 (※6 19,000円) 副委員長 5,000円 (※6 4,750円)
- ▶ 特別委員会(※5)：委員長 20,000円 (※6 19,000円) 副委員長 5,000円 (※6 4,750円)

※ カッコ内は減額後の月額

※5 予算特別委員会、決算特別委員会の正副委員長には報酬加算を行わない

※6 報酬加算額は令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、5%減額

※7 常任委員会の委員長、副委員長報酬加算額は令和6年5月1日から令和7年3月31日の間、支給しない

【期末手当】 令和5年度予算額

- ▶ 6月 2.20 力月
- ▶ 12月 2.20 力月

14. 政務活動費

交付対象	会派または議員
1人あたり月額	120,000円 年額 144万円
交付方法	4半期ごとに各銀行口座に振り込み
収支報告書	毎翌年度の4月30日までに領収書等の証拠書類を添えて議長に提出。保存年限5年。
会計帳簿	会派の経理責任者及び議員は会計帳簿を調製するとともに、関係書類を整理保管する。保存年限5年。

※ 西宮市議会政務活動費の交付に関する条例・規則による。

15. 観察旅費

令和5年度議員1人当たり予算額

各常任委員会 : 130,000円

16. 観察受入状況

令和4年度

21団体 (議員127名、当局7名、事務局30名、計164名)

17. 議会刊行物

令和4年度

名 称	発行回数	発行部数	配 付 先
議会だより	年4回	960,400部	市内全世帯・事業所など
市政の概要	年1回	495冊	議員・理事者・交換市など
会議録	本会議毎	85冊	議員・図書館・支所・公民館など

※ このほか、「議会関係例規集」「事例集」「申合せ・慣例集」を発行している。

18. 議会だより

令和5年度

【創刊】昭和60年10月31日

【発行回数】年4回

【部数】971,000部 点字版136部 テープ版10部 CD版120部

【規格】A4タテ カラー12頁

【編集】広報委員会

【配布先】市内全世帯・事業所など

【配布方法】全戸配布(手配り)・郵送

【総予算額】18,418,000円

19. 議会ホームページ

平成11年7月24日に西宮市議会専用のホームページを開設。その後、平成22年12月10日、平成26年2月23日、平成30年3月1日にリニューアル。

平成27年9月定例会から本会議のインターネット中継を開始。平成28年3月定例会から、予算・決算特別委員会全体会のインターネット中継を開始。

ライブ配信のほか、録画配信(会議の翌日からおおむね1週間後に視聴可能)も行っている。

URL ▷ <https://www.nishi.or.jp/nishinomiyashigikai/>



20. 議会図書室

【面積】 72.8 m²

【蔵書数】 3,178 冊（令和5年4月1日現在）

【図書購入費】（令和5年度予算）

新聞・雑誌等 1,165,000 円

法規等追録 1,661,000 円

その他一般図書 50,000 円

備品図書 135,000 円

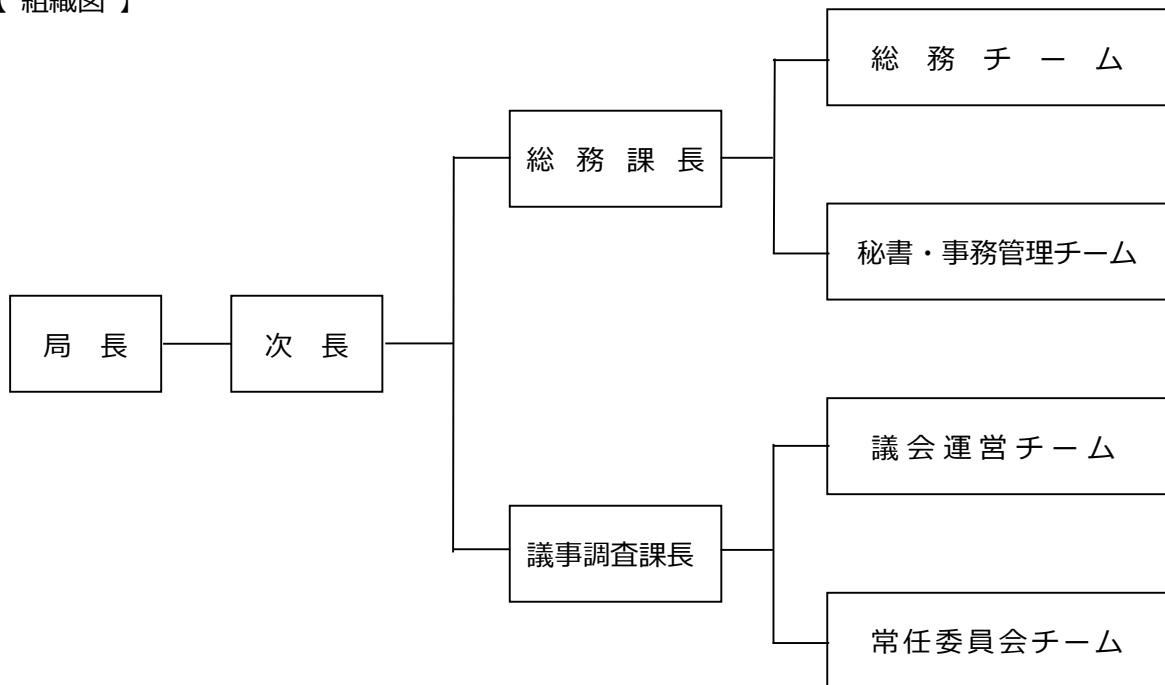
(計) 3,011,000 円

分類区分	冊数
総記	96
哲学	34
歴史	196
社会科学	2,296
自然科学	82
技術・工学・工業	181
産業	143
芸術・美術	45
言語	81
文学	22
無分類	2
計	3,178

21. 議会事務局

【職員数】 18名（定数18名、定数とは別に会計年度任用職員A2名を配置。）

【組織図】



平成 27 年 3 月 22 日、

議会基本条例を制定しました。

わたしたちの
取り組みをご紹介します!!



社会環境の変遷により、市を取り巻く環境も少なからず変化している中で、これまで市議会で行ってきた取り組みや改革を普遍的なものにするため、議会や議員活動の基本的なあり方を定めるものとして、全国的に議会基本条例の制定が進む中で、西宮市議会が約 4 年間にわたる議論を経て、条文と施行規程をすべて独自に作成しました。ここでは、この条例に規定されている西宮市議会の取り組みをご紹介します。

▶ 施策研究テーマ

西宮市議会では、市政の運営を市役所にまかせっきりにするのではなく、わたしたち市議会としても **調査・研究** して市に報告したり提言したりするため、市の策定する計画や進行中の大規模事業、重点施策や市の直面する社会問題などの中から、常任委員会ごとに毎年テーマを決めて協議しています。

▶ 所管事務懇談会

西宮市議会では、「車の両輪」のように市役所と力を合わせて市政運営に取り組むため、各委員会の正副委員長が **月 1 回 程度 “所管事務懇談会”** を開いて、市の仕事の進捗状況や課題について話し合っています。

ここで話し合った内容をふまえ、必要に応じて閉会中でも委員会を開催しています。

▶ 情報の自主公開

西宮市議会では、みなさんにもっと市議会のことを知ってもらうために、本会議や委員会における各議員の **賛否** や、**政務活動費**、視察旅費、議長交際費などを、ホームページなどで積極的・自主的に **公開** しています。

議会にお越しのみなさまへのお願ひ



近年、本会議中に電子音が鳴り、
進行が妨げられる事案が多発しております。

**携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等が
傍聴席で鳴った場合、傍聴席から退場いただきます。
必ずマナーモードに設定するか、電源を切ってください。
なお、パソコンは使用禁止です。**

市議会の円滑な運営のため、傍聴されるときには、次のことを守っていた
だきますよう、お願いします。

- (1) 「賛成！」「反対！」などと言って公然と賛否を表明しないでください。
- (2) 大声を出したり、騒ぎたてたりしないでください。お静かに願います。
- (3) はち巻き、たすきをするなどの示威行為をしないでください。
- (4) 帽子、コートなどは脱いでください。
- (5) 飲食・喫煙をしないでください。
(水分補給を目的に水やお茶などを飲むことは差し支えありません。)
- (6) 写真や動画を撮影したり、録音したりしないでください。
- (7) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないでください。
- (8) 議場の秩序を乱したり、会議を妨害する行為をしないでください。





議会棟周辺案内図



- JR西宮駅を南に出て、国道2号線沿いを西へ向かって徒歩10分
- 阪神西宮駅市役所出口を北に出て、徒歩2分

西 宮 市 議 会 事 務 局

〒 662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

TEL 0798(35)3378 (議事調査課)
3375 (総務課)

▶ 西宮市議会ホームページ

